

## 令和4年度専門学校入学者選抜における受験機会の更なる確保について

令和4年度専門学校入学者選抜の実施について、追検査や小論文、面接、調査書等による選考等の実施により、受験機会の確保の更なる確保をお願いします。

事務連絡

令和4年1月11日

各都道府県専修学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度専門学校入学者選抜における受験機会の更なる確保について（周知）

令和4年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年1月9日から1月31日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。

令和4年度の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「令和4年度専門学校入学者選抜について」（令和3年6月4日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）等を踏まえ、適切に対応することとしており、各実施者に取組の継続や更なる推進をお願いしていたところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあります。

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、複数回に渡って陽性者や濃厚接触者となるなど、既に用意されている試験日程では、受験機会を失ってしまう受験生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、専門学校に対して、受験生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受験生も受験機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受験生の状況に応じつつ、更な

る受験機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 追検査等による受験機会の確保について

一人の受験生も受験機会を失うことのないよう、追検査や、新型コロナウイルス感染症の影響により受験をできなかった者等に対する小論文、面接、調査書等による選考を実施する等、柔軟な対応を徹底いただくよう改めてお願いいたします。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する高等学校等に対して、情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

### 2. 無症状の濃厚接触者の別室での受験について

「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度専門学校入学者選抜の実施について」（令和3年12月28日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）において連絡したとおり、各専門学校におかれては、必要に応じて各学校における感染症対策を見直していただくとともに、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、各専門学校の判断により、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、別室での受験等による受験機会の確保の徹底等に努めていただくようお願いいたします。

（大学入学者選抜における無症状の濃厚接触者の受験を認める要件）

- ・ 初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。
- ・ 受験当日も無症状であること。
- ・ 公共の交通機関（※）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- ・ 終日、別室で受験すること。

（※）「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について」（令和4年1月7日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）において周知したとおり、自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、会場タクシーについて、「公共の交通機関」には該当せず利用が可能。なお、いずれの対

応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

### 3. 試験の実施が困難な場合の対応について

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり、専門学校入試については、専門学校において、感染防止や追検査等による受験機会の確保を万全に期した上で、予定通り実施いただくことが原則ですが、感染の拡大状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、専門学校におかれては、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、延期した場合の試験方法等について、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915